
山口県・市町社会福祉協議会

<団体概要>

・沿革

県社協 昭和26年3月22日設立（法人認可：昭和29年8月21日）

市町社協 昭和26年3月28日以降、順次設立（法人認可：昭和27年5月31日以降、順次法人化）

・経営理念

「住みたい地域で 誰もが 安心して 心豊かに 暮らし続けることができる
まちづくり」（第7次福祉の輪づくり運動県域推進活動計画 基本理念）

・活動目的

県社協

都道府県の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第110条）

- 1 広域で行うことが適切な事業
- 2 福祉人材の養成及び研修
- 3 社会福祉事業経営者の指導及び助言
- 4 市町社協の相互の連絡及び事業の調整

市町社協

市町村内の区域内において次の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする。（社会福祉法第109条）

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

<重点事業・重点目標>

（1）地域福祉でまちづくりをすすめる社協体制の整備について

- ① 社協が地域福祉を推進する中核的な団体として、その役割を担うことができるよう、社協力向上プロジェクト事業（社協評価事業）に取り組み、組織の現状や課題等を明らかにすることで、社協力（組織力、財政力、事業実施力）の向上を図る。
- ② 市町社協は、地域住民・当事者をはじめ、地域において福祉活動を行う関係者や各種ボランティア・NPO、保健・医療・福祉の専門職等の参画により民間の行動計画として「地域福祉活動計画」を策定し、市町行政が策定する「地域福祉計画」との連携を図る。また、地域の実情に即した小地域福祉活動が展開できるよう、「地域福祉計画」及び「地域福祉活動計画」との連携を意識した「小地域福祉活動計画」の策定を支援し、地区社協組織の基盤強化に資する。
- ③ 構成組織会員、賛助会員の増強に取り組むとともに、寄附を求める意図を明確にし、財政基盤の強化を図る。

- ④ 社協の適正な経理業務を行うため、「出納業務に関する10のチェックポイント」や「預かり金品等の管理における6つのポイント」、「受託団体との事務委託契約書」等を活用し、内部牽制機能の確実な実行に取り組む。
- ⑤ 地域住民や地域社会に対して、社協が果たす使命や役割について広く、わかりやすく発信するとともに、SNS（ソーシャルネットワークワーキングサービス）やホームページを活用した小地域福祉活動の支援や住民への地域福祉に関する最新情報の発信に努める。
- ⑥ 会議・研修会や災害ボランティアセンターの運営等をはじめ、業務でのICTの活用を促進し、効率的・効果的な事業運営に取り組む。

（2）社会福祉を目的とする事業の企画・実施について

- ① 地域福祉を推進する中核的な組織として、地域の実態把握、分析に努め、制度の狭間のニーズに対応し、地域生活課題の解決に向け、新たなサービスや仕組みの開発・実践に率先して取り組み、社協の存在感を示す。
- ② 共に地域福祉を推進するパートナーとして行政と連携を図るとともに、先駆的な事業の提案等、地域生活課題の解決に向けて積極的な政策提言を行う。
- ③ 地域生活課題に対して、市町単位での社会福祉法人・福祉施設と協議の場を持ち、地域生活課題の解決に向けて連携・協働に取り組むとともに、地域における公益的な取組の促進を図る。
- ④ 住民に必要な福祉サービスの提供や支援、住民同士の支え合いや複合的課題を抱える世帯に対する分野横断的な相談対応が行われるよう、包括的な支援体制の構築を図る。また、包括的な支援体制の構築に向けて、行政と連携し、重層的支援体制整備事業の活用を図る。
- ⑤ 社協の持つ相談・支援体制を活かして、様々な組織・団体と連携し、生活困窮者支援や権利擁護支援の充実を図る。
- ⑥ 障がい者の「想い(就労、暮らし、自立)」を実現するため、障害福祉サービスや事業に取り組むとともに、「あいサポート運動」や「心のバリアフリー」の深化を推進する。そのために支援者の資質向上を図る。
また、今年度より民間にも義務化が始まった「合理的配慮」に関する周知活動とその実現に向けた積極的対応を推進する。
- ⑦ 福祉人材確保・育成・定着のための取組として、行政や関係団体と連携しながら福祉分野の職業の魅力を地域社会全体に発信し、イメージアップの強化と理解促進を図る。また、職員が専門性を活かして働き続けられる職場環境の構築に努め、福祉人材の定着を図る。
- ⑧ 共同募金の運動性を意識し、地域生活課題や社会課題の解決を図るため、社協活動と共同募金運動を一体的に展開する。
- ⑨ 福祉サービスの質の向上及び社会福祉事業経営の透明性を確保するとともに、利用者の適切な福祉サービス選択に資する情報提供を行うため、福祉サービス第三者評価事業の受審拡大及び評価機関の体制充実に努める。

（3）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助について

- ① 孤独・孤立のないつながりのある地域をつくるため、小地域見守りネット

ワーク活動の充実やふれあい・いきいきサロン等の地域住民の居場所づくりを推進する。

- ② 地区社協や自治会単位で日常生活の中で抱える困りごとを相互に助け合う住民参加による生活支援サービス、助け合いの仕組みづくりを推進する。
- ③ 日常生活圏域において、住民に加え必要に応じて保健・医療・福祉関係機関も参画した話し合いの場を持ち、様々な社会資源を活用した協働事業の支援を図る。
- ④ ボランティア活動・福祉教育を推進し、住民の地域への関心や福祉を我が事とする意識を高め、他者とともに生きる力を育む取組を推進する。
- ⑤ 壮年層が、豊かな知識や経験、技能を活かしながら積極的に地域福祉活動に参加するよう、働きかける。
- ⑥ 災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チーム（DWA T）活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開していくことを目的として、令和6年4月1日に県社協に設置した「山口県災害福祉支援センター」の体制整備を進める。
- ⑦ 災害発生時に、山口県災害ボランティア活動支援ネットワーク協議会の構成団体が、それぞれの専門性を活かして被災者支援が円滑にできるよう、会議等で活動内容等を共有し、連携強化を図る。
- ⑧ 災害発生時に地域住民や関係機関・団体と連携・協働した災害ボランティア活動が行えるよう、運営者養成研修等を行うとともに、災害ボランティアセンター運営等に係る自治体や関係団体との協定締結を図り、平時から災害ボランティアセンターの運営体制の構築を進める。
- ⑨ 災害支援アプリ、SNS、ウェブ会議ツール等のICTの活用により災害ボランティアセンター運営における調整業務の省力化、情報共有における同期性の向上等の効率化を図る。
- ⑩ 各種別団体等で構成している「山口県災害福祉支援ネットワーク協議会」（県と県社協の共同事務局で設置）を中心に、山口県における災害派遣福祉チーム（DWA T）の充実強化を図る。

＜要望事項＞

1 取りまとめの経緯

各市町社協会長による書面協議を行い、以下のとおり要望事項を取りまとめた。

2 要望事項

（1）市町社会福祉協議会の活動に対する支援について

- ① 地域共生社会の実現に向け、地域福祉計画推進の中核的役割を担う市町社協職員の人件費確保において、地方交付税措置となっている福祉活動専門員の算定基礎単価の確保や、委託事業等における人件費相当分の確保に対して、支援・協力を要望します。
- ② 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の利用者への迅速かつきめ細やかな対応や支援の充実を図るため、相談受付や訪問調査、契約締結等を中心的に行う専門員の人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。
- ③ 包括的な支援体制の構築に当たっては、行政の庁内連携を進めるとともに、

行政、市町社協、関係機関が連携・協働して、地域生活課題の解決に向けて切れ目のない伴走支援が実施できるよう、支援・協力を要望します。

- ④ 重層的支援体制整備事業については、市町によって取組状況が異なるため、県における後方支援事業の拡充について、支援・協力を要望します。
- ⑤ 災害ボランティアセンター運営に係る災害救助事務費の請求においては、災害救助法が適用された災害ごとに自治体との委託契約が必須となっている。災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう平時から災害ボランティアセンターの運営に関して、運営の役割分担や委託契約の内容を想定した市町社協と自治体との協定の締結が進むよう要望します。
- ⑥ 地域福祉推進体制を強化するため、住民のニーズに応じた総合的な支援活動の企画及び実施を行うコミュニティソーシャルワーカーや、ボランティア活動・福祉教育の推進を中心的に担うボランティアコーディネーターの配置及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。
- ⑦ 地域住民（特に高齢者等）の移動及び買物等に対して、地域のニーズに合った交通サービスが提供できるよう支援・協力を要望します。
- ⑧ 医療、社会福祉法人・福祉施設、福祉の専門職や警察、消防、民間事業者等との連携による見守りネットワークの充実や住民と専門職で共に支える地域見守り活動連携体制づくりについて、支援・協力を要望します。
- ⑨ 改正生活困窮者自立支援法に定められた居住支援の強化、子どもの貧困への対応、支援関係機関の連携強化等が円滑に実施されるよう、自立相談支援機関等への支援・協力を要望します。
- ⑩ 介護保険制度における生活支援・介護予防サービスの充実に向けて、住民同士の支え合いの仕組みづくりやボランティア等の生活支援の担い手養成・発掘等は、これまで社協が手がけてきたコミュニティワーク実践そのものであるため、市町社協に専任の生活支援コーディネーターが配置されるよう、人材確保に対して支援、協力を要望します。
- ⑪ 条件不利地域や困難ケースへの対応のため社協が介護保険事業を実施せざるを得ない場合など、社協が地域において必要とされる介護サービスを提供することができるよう支援を要望します。
- ⑫ 成年後見制度利用促進のため、市町社協が法人で後見人を受任し、地域における成年後見制度の受け皿となることができるよう、人材確保及び人件費確保に対して、支援・協力を要望します。
- ⑬ 地区社協等を拠点に地域のニーズ発見や住民と活動者、社協等をつなぎ、住民活動を促進する役割を担う地域福祉コーディネーターの配置について、支援・協力を要望します。
- ⑭ 社会福祉法人・福祉施設が、地域の社会資源として専門性を活かし、相互の連携・協働により地域生活課題の解決に向けた地域公益活動に取り組むことができるよう、継続的な支援を要望します。

また、社会福祉法人・福祉施設の地域公益活動が地域生活課題に応じた多様な支援活動につながり、市町の包括的な支援体制の一助となっていることを市町行政に積極的に周知することを要望します。

(2) 山口県社会福祉協議会の活動に対する支援について

- ① 県社協が、「地域共生社会」の実現に向けた計画である「第7次福祉の輪づくり運動推進県域活動計画」を的確に進めることができるよう、十分な予算措置及び県社協の運営費補助（福祉活動指導員設置事業）の継続について、支援・協力を要望します。また、委託事業等の人件費相当分の確保について、併せて支援・協力を要望します。
- ② 地域生活定着促進事業について、福祉の支援を必要とする被疑者・被告人及び矯正施設退所者に対して必要な支援に当たることができるよう、人員体制の強化について、十分な予算確保を図られたい。また、行政機関や関係団体の本事業への理解や連携・協働、地域社会への啓発など様々な活動に対して、支援・協力を要望します。
- ③ 福祉研修センターにおいて、福祉人材育成の拠点として、社会情勢や受講者のニーズに対応した専門的・体系的な研修が実施できるよう運営に必要な職員の人件費について支援・協力を要望します。
- ④ 災害ボランティアセンターや災害派遣福祉チーム（DWA T）活動等の災害福祉支援活動を総合的に展開するとともに、平時からの人材養成やネットワークの強化を図るため、常設の災害福祉支援センターの体制充実について、特段の御支援を要望します。
- ⑤ 各種別団体等で構成している「山口県災害福祉支援ネットワーク協議会」（県と県社協の共同事務局で設置）を中心に、山口県における災害派遣福祉チーム（DWA T）の充実強化について人的、財政的な支援・強化を要望します。
- ⑥ 複数の市町が被災する広域での災害発生に対し、各地域の状況に即した支援を素早く届けるためには、地元と外部支援者の協働による課題解決の取組や官民連携による広域的な支援体制の構築が必要不可欠であり、災害時に機能するネットワークの構築や災害ボランティアセンター運営者等の育成について支援・協力を要望します。
- ⑦ 大規模災害発生時には、高齢者・障がい者といった要配慮者のみならず、被災者に対する福祉関係者の支援は、その生命や健康を守るとともに、生活再建に向けて必要不可欠なものとなっている。その提供体制整備に向け、災害医療と同様に、災害救助法、災害対策基本法等の災害法制に「福祉」の支援を明記していただきたい。
- ⑧ 近年、災害発生時には、被災地の社協が災害ボランティアセンターを設置・運営し、ボランティアの支援活動を被災者につなげている。令和2年8月には、内閣府通知により災害ボランティアセンターの運営にかかる経費の一部（職員の人件費及び旅費等の一部）が災害救助事務費の対象となったが、この対象経費以外にも、拠点設置や車両等の賃借料や資機材等の設置費等の多額の経費が必要である。そのため、こうした実態に即した災害ボランティアセンターの設置・運営に対する対象経費の拡充について、特段の配慮を要望します。
- ⑨ 災害発生時に迅速・円滑な対応ができるよう平時から災害ボランティアセンターの運営に関して、運営の役割分担や委託契約の内容を想定した県社協と県との協定の締結が進むよう特段の配慮を要望します。

- ⑩ 生涯現役社会の定着に向け、中高年・高齢者の生きがいづくり、健康づくり、仲間づくり活動等の自主的な社会参加や地域福祉活動への取組について相談支援を行うため、生涯現役推進センターの人員体制強化に、特段の配慮を要望します。
- ⑪ 高齢者の社会参加への気運をより一層高めるため、高齢者のスポーツ文化活動に対する県民の参加意識の向上や社会参加支援体制の充実強化を図るため、「ねんりんピック2025」参加の促進に係る予算確保を要望します。
- ⑫ 福祉サービス第三者評価事業の受審拡大に向け、本事業の推進組織である県として、各種別団体や各施設への事業周知について特段の配慮をいただくとともに、保育所と同様に高齢者施設及び障害者（児）施設等への受審費用の加算や補助について国への働きかけや県独自での支援を要望します。また、評価の充実を図るために、山口県内での評価調査者養成研修の実施を要望します。
- ⑬ 日常生活自立支援事業（地域福祉権利擁護事業）の事業展開に対し、高齢化の進行や障がい者の地域移行の進展による利用者の増加に対応できるよう国の補助基準に基づく予算確保を切に要望します。
- ⑭ 山口県法人成年後見支援センターが行う成年後見制度に関する啓発や市町社協による後見等受任に対する後方支援等受任促進に向けた体制整備に対し、支援・協力を要望します。
- ⑮ 成年後見制度利用促進における社協の取組を進めるため、県域段階での関係機関や団体との連携強化や事業実施に向けた取組について、財源の確保などの支援・協力を要望します。
- ⑯ 新型コロナウイルス感染症に伴う特例貸付を含めた生活福祉資金貸付事業について、市町行政や生活困窮者自立相談支援機関等との協働による取組への支援・協力を要望します。
- ⑰ 山口県福祉人材センター（無料職業紹介事業所）が行う福祉人材の斡旋事業による人材確保を促進するために、就労相談支援機能の充実強化や福祉人材センターの認知度向上の取組に必要な財源確保について、特段の配慮を要望します。また、山口労働局や公共職業安定所、県の労働政策担当課等との情報交換会を定期的で開催する仕組みを事業化するなど、連携強化について国への働きかけ等を要望します。
- ⑱ 「保育士・保育所支援センター」設置・運営に伴う支援体制の充実と財源確保の支援を要望します。
- ⑲ 介護人材等の不足が深刻化する中、福祉人材確保・育成・定着支援の促進に向け、福祉の仕事魅力発信事業の更なる充実強化が図れるよう、PR媒体の作成やPRイベントの開催などについて、各関係機関、団体が共同して実施できるよう予算確保を要望します。また、各圏域で、上記のような取組を進めるために、福祉人材センター職員の更なる増員を要望します。
- ⑳ 介護福祉士修学資金が更なる介護人材の確保につながるよう、制度を安定的に運営していくための財源確保を要望します。